

事にて残りける處、夫の御越あるに御残り被成事は、貞女の道相立ち間敷と乳母諫め申すに付き、共に彼の國へ赴きけるに、如何の事やらん、船中にて海へ飛び込み死去ありしといへり。但し此の傳説は過聞ならんか。今枝直方筆記に云ふ。或人の曰く、高山南坊を南蠻へ被遣刻、篠原出羽を被付、下奉行には淺野將監などにて送られしに、丸腰にして籠輿に乗せしを、出羽見て、南坊とは常々中惡しく候といへども、此の時にいたり其の差別あるべからず。流石の南坊を籠輿に乗せ申す儀沙汰の限に候。若し道中にて不慮の事あらば、出羽守一人切腹いたし候へば事済み候なり。士の筋目は左様に不仕ものとして、籠輿をかへて常の乗物にのせ、大小を爲持ければ、南坊今度の御芳志生々忝存候。併しか様に罷成りて兩腰さし申儀は、殿の御爲不可然候間、本の様に給はり候へて、達て所望なりければ、大小をば指させずして、常の乘輿にして、道中も緩々と送りしを、諸人感ぜしと云々。さて渡海の事は、駿府政事録に云ふ。慶長十九年正月廿六日松平筑前守利光使札到來。高山右近・内藤飛騨守依爲伴天連宗旨捕之遣京都板

倉伊賀守。其外宗旨替者記録而獻之。十月十三日自長崎・長谷川左兵衛申曰。其趣。去月廿四日伴天連徒黨百餘輩。並大旦那高山右近・内藤飛騨守。其外長崎中伴天連乗舟。于天川遺之由申上。仰曰。御快氣之由可申遣由云々と見ゆ、新安手簡に、此の時高山南坊・内藤如安など行きしは選媽にては非ず、實は呂宋の由。呂宋は南海の嶋にて大さ日本程の由。且南坊等彼の國に到り、日本にて大身のあしらひと違ひ、輕蔑の仕方なるゆゑ甚だ後悔せしよし記載す。三州志・韃臺餘考に、阿媽港は呂宋の坤方に當る。アマカウとも又はアマカンとも云ふ。然れども是皆古稱號なり。今はハラヨウと呼びて、ポルトガルに屬せりといへり。

○石川縣廳

廣坂通に建築せられたり。此の書古蹟志と題すといへども、縣廳は即ち今の廳衙なる故に、今其の來歴を爰に記載す。抑縣廳は、明治四年七月廢藩置縣の御發令ありて、金澤大聖寺・富山の三縣を初めて建てられ、舊封内加賀・能登・越中三ヶ國を管内とせられたり。然るに同年八月從五位林厚

徳・内田政風兩名を金澤縣大參事に任ぜられ、林氏は願に依つて本官を免ぜられ、内田氏は同年九月金澤へ赴任せられ、長町の元藩廳に於て判任の諸官員を黜陟し、縣治の創業に着手の際、同年十一月金澤・大聖寺・富山一時置かるゝ處の諸縣をば悉く廢せられ、更に新縣を諸國に置かれけり。于時加賀一國を金澤縣の管下となし、金澤縣を更に建てられたり。此の時能登四郡に越中の内射水一郡をば七尾縣とし、越中礪波・婦負・新川の三郡をば新川縣と定められたり。さて金澤縣は翌五年二月石川縣と改稱し、縣廳は國の中央なればとて、石川郡美川町即ち元本吉村に置かるゝ事に議定し、同年四月美川町舊本吉町奉行の役場跡を直に縣廳となし、廿二日開廳の儀式ありて之を新縣と稱し、縣治の政務に初めて着手しける處、同年九月七尾縣を廢せられ、能登一國を石川縣へ合併し、越中射水郡は新川縣へ合併せられたり。之に依つて再び移廳の議起り、翌六年一月金澤へ移轉、舊藩營修局の堂形前に在之を縣廳となし、同月三十日開廳の儀式ありて、縣廳を爰に定めたり。右營修局の建物は、元藩廳附屬の役場跡にて、甚だ手狭なるによ

り、追々建築を増加すといへども、建物廳にして不体裁を極めたり。故に明治十三年悉く造り替へられ、今日の如くなりたり。當縣管下は明治四年十一月加賀一國、五年九月より能登國合併、同九年四月より越前・加賀・能登・越中四國郡數十郡に及ぶ處、同十四年二月福井縣を置かれ、越前七郡は彼の縣下と成り、十六年五月富山縣を置かれ、越中一國彼の縣下とは成りたり。

○石川縣令内田政風傳

内田氏は、石川縣創業の縣令にて、實に石川縣長官の鼻祖なりし故に、今爰に小傳を記載す。抑、内田氏は鹿兒島縣の士族にて、其の家系を尋ねるに、家傳に云ふ。正一位贈太政大臣藤原武智曆公の後裔なりしが、後醍醐帝元弘年中に日向國宮崎郡の代官職と成る。是其の家祖の筑紫に土著せる濫觴なりしかど、其の頃同國飢肥の領主伊東氏の爲に領地をば掠め奪はる。然りといへども足利高氏九州没落の際兵糧を募りけるに、其の請に應じ之を贈りける故に、其の功を以て再び代官職に復せり。其の感狀于今家に傳へたり。然れ共再び伊東氏の爲に放逐せられ、終に子孫零落